

みよしクラブにおけるクラブ指導者及びクラブ協力者について

1 クラブ指導者及びクラブ協力者とは

- (1) クラブ指導者（R5まで「部活動指導員」と呼ばれていたものです）
市教育委員会が学校と連携して進めるみよしクラブにおいて、生徒の心身の発達に資するために「みよし市部活動ガイドライン」を遵守し、指導できる者

具体的な業務内容（業務内容は、変更する場合もある）

- (1) 生徒の活動中の安全管理、活動意義の指導
- (2) 技術指導
- (3) 会場の鍵の管理（基本はスポーツ開放と同様の対応）
- (4) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- (5) 部活動に使用する用具及び利用する施設の点検及び管理
- (6) けが、事故等が発生した場合における現場での対応
- (7) 顧問、中学校教頭との打合せ

- (2) クラブ協力者（R5まで「外部指導者」と呼ばれていたものです）
市教育委員会が学校と連携して進めるみよしクラブにおいて、生徒の心身の発達に資するために「みよし市部活動ガイドライン」を遵守し、クラブの運営に協力できる者

具体的な業務内容（業務内容は、変更する場合もある）

- (1) 生徒の活動中の安全管理、活動意義の指導
- (2) 技術指導
- (3) 安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- (4) 部活動に使用する用具及び利用する施設の点検及び管理
- (5) けが、事故等が発生した場合における現場での対応

2 補償

- ・クラブ指導者・クラブ協力者のけが等の補償については、市で保険に加入し、対応する。

3 資格

- ・中学校において、スポーツ、文化芸術、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事できること。

- ・「みよし市中学校部活動ガイドライン」を遵守できる者

(1) クラブ指導者

- ① 中学校において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る生徒の健全育成に対する理念を共有し、技術的な指導に従事できること。
- ② ①の条件に加えて、以下の2点のいずれかに該当し、市教育委員会等が認める者
 - ・ 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域でのスポーツ活動、吹奏楽部の活動において指導した経験を有する者

- ・指導員を必要とする部活動の運動種目、吹奏楽等文化活動において、技術指導が可能と認められる者

③ 18歳以上の者で研修を受講し、教育委員会・校長・（部活動コーディネーター）が認めた者（高校生は不可）

(2) クラブ協力者

- ・以下の2点のいずれかに該当し、市教育委員会等が認める者

① 中学校において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る生徒の健全育成に対する理念を共有し、クラブの運営に協力できる者であること。

② 18歳以上の者で研修を受講し、教育委員会・校長・（部活動コーディネーター）が認めた者（高校生は不可）

4 採用

- ・クラブ指導者及びクラブ協力者の採用は教育委員会が決定する。

- ・採用期間は、採用した日から採用した日の属する年度の末日

5 活動時間

※勤務日及び勤務時間の割り振りは、クラブ担当者、中学校顧問、学校教育課担当主事等が連携を図ったうえで、調整して決める。

(1) クラブ指導者

- ・活動時間の上限は、週3時間かつ年間40週とする。

(2) クラブ協力者

- ・活動の上限は、年間40週とする。

6 謝礼

(1) クラブ指導者

- ・上限、1回4,800円（交通費込）

※1時間当たり1,600円として、活動時間により調整をする。

(2) クラブ協力者

- ・1回2,000円（交通費込）

7 その他

・クラブ指導者及びクラブ協力者は、対象の地域クラブ活動の指導方針及び指導計画に従うものとする。

・クラブ指導者及びクラブ協力者が、指導に当たって、故意または過失により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

・教育委員会は、クラブ指導者及びクラブ協力者が次のいずれかに該当する場合、採用を取りやめることができる。

① 心身の故障により職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられないとき。

② 地域クラブ活動の指導に必要な適格性を欠くとき。

③ 教育委員会がクラブ指導者及びクラブ協力者の任用がなくなったと認めたとき。

- ・その他の必要な事項については、教育委員会が別に定める。

8 実施について

令和6（2024）年4月1日から実施する。